

# 社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの森 国基準通所型サービス運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人麗寿会が開設する社会福祉法人麗寿会ふれあいの森(以下「事業所」)が行う国基準通所型サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な国基準通所型サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図ると共に、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：社会福祉法人 麗寿会 ふれあいの森
- 二 所在地：神奈川県茅ヶ崎市下寺尾1928番地

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種		専従	兼務	職 務 内 容
管理者	常 勤	-	1	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	常 勤	-	2	指定通所介護の利用の申込み及び相談業務等を行う。
	非常勤	-	-	
看護職員	常 勤	-	-	利用者に対するバイタルチェック等必要な看護業務を行う。
	非常勤	-	2	
機能訓練指導員	常 勤	-	-	利用者に対する必要な機能訓練を行う。
	非常勤	-	2	
介護職員	常 勤	-	2	利用者に対する日常の世話等必要な介護予防業務を行う。
	非常勤	-	10	
管理栄養士	常 勤	-	-	利用者提供する食事に関する栄養管理を行う。
	非常勤	-	-	

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日は営業する。  
ただし、1月1日から1月3日及び12月30日から12月31日は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
ただし、サービス提供時間は午前9時30分から午後4時40分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の国基準通所型サービスの定員は、指定通所介護と合わせて1単位30名とする。

(国基準通所型サービスの内容)

第7条 国基準通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 状態の観察及びバイタルチェック
- 二 入浴・清拭等による清潔の保持  
入浴形態  
ア. 一般浴槽による入浴  
イ. 一般浴槽による機械での入浴  
介助の種類（必要に応じて行う）  
ア. 衣服の着脱  
イ. 身体の清拭、洗髪、洗身  
ウ. その他必要な介助
- 三 食事及び排泄等日常生活上の介護  
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。  
ア. 排泄の介助  
イ. 送迎時及び提供時間内の移動等の介助  
ウ. 配膳、下膳等及び食事摂取の介助  
エ. その他必要な身体の介助  
オ. 養護（休養）
- 四 機能訓練  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 五 レクリエーション  
利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。  
ア. グループワーク  
イ. 行事的活動  
ウ. 体操  
エ. 趣味活動
- 六 その他の必要な通所介護の提供
- 七 相談、助言等に関すること  
ア. 日常生活全般に関する相談  
イ. 日常生活動作の訓練に関する相談  
ウ. 福祉用具の利用法に関する相談  
エ. 住宅改修に関する情報提供

(国基準通所型サービス計画の作成等)

第8条 国基準通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に国基準通所型サービス計画を作成する。また、すでに介護サービス支援計画が作成されている場合にはその内容に沿った国基準通所型サービス計画を作成する。

2. 国基準通所型サービス計画の作成、変更の際には利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、国基準通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(国基準通所型サービスの利用料)

第9条 国基準通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該国基準通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は、3割の額とする。

2. その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

- 一 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う、もしくは通常の利用時間以外の送迎に関する交通費 1 km : 50円
- 二 食費 1回 : 800円
- 三 オムツ代 リハビリパンツ1枚100円 パット1枚30円

3. 通常のサービス提供の範囲を超えて、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は以下のとおりとする。

- 一 特別なレクリエーション行事等にかかる実費でかつ利用者の希望により選択した場合の実費相当の費用
- 二 利用者の希望により介護報酬設定上通常のサービス提供時間を超えてサービスを提供する場合にかかる費用。

但し、通算9時間を超えてサービスを希望する場合の費用は、厚生労働大臣が定める基準とする。

一時間あたり：(介護度別基本単位×地域加算÷7(時間)=時間外利用料)

要支援者は、介護度1に準ずる。

4. 第1項から第3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5. 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込等により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

茅ヶ崎市、寒川町の一部

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。

- 2. 施設の設定、物品を破壊、破損してはならない。
- 3. その他、施設の規則を乱してはならない。

(サービスの提供記録の記載)

第12条 国基準通所型サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該国基準通所型サービスについて、利用者によって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。

(苦情処理)

第13条 提供した国基準通所型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する国基準通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第15条 国基準通所型サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業者等は、感染症に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 事業所は、国基準通所型サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師あるいは協力医療機関及び家族へ連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策・感染症対策)

第17条 非常災害時に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火器・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難・救出の訓練を年2回以上定期的に行います。業務継続計画（感染症・災害）を策定し定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(守秘義務又は、秘密の保持)

第18条 当該事業における安全と信頼の確保

1. 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
2. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止について)

第19条 事業所は、ご利用者様等の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

1. 虐待防止のための指針を策定し、虐待防止委員会を定期的開催します。
2. 虐待防止に関する責任者を選定しています。
3. 成年後制度の利用を支援します。
4. 苦情解決体制を整備しています。
5. 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
6. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(身体拘束について)

第20条 事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様及びそのご家族様に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての

記録を行います。

緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の身体生命に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

非代替性 身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

一時性 利用者本人又は他人の生命身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(ハラスメントについて)

第21条 事業所は、適切な国基準通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景としての言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった介護職員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為。
- (2) 特定の介護職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力。
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力。
- (4) 介護職員や事業者に対しての理不尽な苦情申し立て等の、その他降雨意サービス提供に関する相談。苦情について。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用時2ヶ月以内
2. 継続研修 年2回
2. この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人麗寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

# 運 営 規 程

社会福祉法人 麗寿会

ふれあいの森

国基準通所型サービス事業

## 目 次

第1条	事業の目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第2条	運営の方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第3条	事業所の名称等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第4条	職員の職種、員数及び職務内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第5条	営業日及び営業時間	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第6条	利用定員	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
第7条	国基準通所型サービスの内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
第8条	国基準通所型サービスの作成	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
第9条	国基準通所型サービスの利用料	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第10条	通常の事業の実施地域	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第11条	サービス利用にあたっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第12条	サービス提供記録の記載	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第13条	苦情処理	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第14条	損害賠償	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第15条	衛生管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第16条	緊急時における対応方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第17条	非常災害対策・感染症対策	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第18条	守秘義務又は、秘密の保持	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第19条	虐待の防止について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第20条	身体拘束について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第21条	ハラスメントについて	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5

第 2 2 条 その他運営についての留意事項 . . . . . P 5

付 則